

労務 ROAD

■今年のGWは10連休を取らせないといけない？

今年は、皇位継承に伴い10連休となるゴールデンウィーク。労務管理について頭を抱えている経営者様も多いのではないのでしょうか。連休についてのよくある質問が厚労省のHPにも掲載されているので、ご紹介いたします。

Q1 使用者は、本年4月27日から5月6日までのゴールデンウィークに必ず労働者に休みを取らせなければ、労働基準法の違反となりますか。

労働基準法で義務付けられているのは、少なくとも毎週1回、又は4週4日以上の日を与えることです。「国民の祝日」に労働者を休ませることを義務付けるものではありません。

したがって、労働基準法の規定を満たす限り、休みを取らせなくても、労働基準法違反となるものではありません。

Q2 我が社は「国民の祝日」を休日とする旨を就業規則に規定しています。この場合は、必ず10連休としなければならないのですか。

企業によっては、労働契約や就業規則等において、「国民の祝日」をその職場における休日とする旨規定している場合があります。

この場合は、「国民の祝日」扱いとなる2019年5月1日や、祝日法に基づく休日となる4月30日、5月2日は、その職場における所定休日（通常の労働日ではない日）となります。

【もし所定休日に労働者を労働させる場合は…】

- ・法定労働時間を超えないものである場合：
当該労働時間に対する通常の賃金を支払う必要があります。
- ・法定労働時間を超えるものである場合：
時間外労働に該当するため、割増賃金を支払う必要があります。

【厚生労働省「10連休に関してよくある御質問について」より】

■熱中症対策はお早めに…

毎年、多くの死傷者が出続けている熱中症ですが、対策はできていますか。春が過ぎ、暑くなり始める前に、対策を見直しておきましょう。

重篤な災害を防ぐために、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、厚生労働省が実施するクールワークキャンペーン（期間：2019年5月1日から9月30日）でも4月は準備期間とされています。

●職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

平成21～30年の熱中症による死傷者数の推移（）内は死亡者数

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
150	656	422	440	530	423	464	462	544	1,128
(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(14)	(29)

平成26年以降の熱中症の死傷者数をみると…

業種別：建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生。体の4割強を占める。

月別：全体の9割弱が7月及び8月に発生。

時間帯別：11時台及び14～16時台に多く発生。

【厚生労働省「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」より】

VOL.638
(1904-2)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場ISビル5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

4月といえばお花見。
先日、さっそく友人家族
と万博公園に行ってきました。
まだ5分咲きくらいでし
たが、桜の下で食べるご
飯は格別です。
みなさんのお薦め花見ス
ポットがあれば教えてく
ださい♪（百々路）

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook：河本社労士事務所
Instagram：@ksj_koumoto
Twitter：@ksj_koumoto